

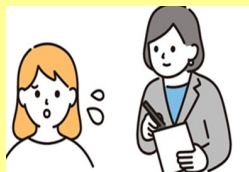
○合理的配慮についてご存じですか？

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から、事業者の合理的配慮の提供が義務化されました。

合理的配慮とは、障害のある方から社会の中にあるバリアを取り除くために、行政機関等や事業者ができる範囲で対応することです。障害の程度や場面・状況で合理的配慮の内容は異なり、柔軟な対応が求められます。

例えば

難聴で弱視のため筆談を希望する人に、太いペンで大きな文字を書くようにする。



足の不自由な車いすの人に、高いところに陳列された商品を取って渡す。



なお、「合理的配慮の提供」にあたっては、事業者と当事者との間で「対話」を重ね、共に解決策を検討することが大切です。この対話を「**建設的対話**」といいます。以下、対話の際に避けるべき考えかたをいくつか紹介します。

○前例がないため、対応できません

合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があるものであり、前例がないことは対応を断る理由にはなりません。

○障害のある人だけを特別扱いできません

合理的配慮は障害のある人もない人も、同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

○もし何かあったらいけないので、対応できません

漠然としたリスクの可能性だけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスクを低減するためにどのような対応ができるのかを具体的に検討する必要があります。

○～の障害がある人には、対応できません

同じ障害でも程度などによって適切な配慮が異なるので、ひとくくりにせず、個別に検討する必要があります。



障害者差別解消法について
詳しくはこちらから⇒



出典：政府広報オンライン「事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化」

(<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>)

お問い合わせ先：

長崎市人権男女共同参画室（☎095-826-0026）